

名古屋高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正等取消請求上告受理申立て事件  
国側当事者・国

平成21年7月16日却下・確定

(第一審・名古屋地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年10月30日判決、本資料  
258号-206・順号11064)

(控訴審・名古屋高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年5月8日判決、本資料25  
9号-84・順号11197)

決 定

申立人 株式会社A  
同代表者代表取締役 甲  
同訴訟代理人弁護士 三宅 信幸  
相手方 国  
同代表者法務大臣 森 英介

主 文

- 1 本件上告受理申立てを却下する。
- 2 上告受理申立ての費用は申立人の負担とする。

理 由

本件記録によれば、上告状兼上告受理申立書には上告受理申立ての理由の記載がなく、また、申立人が平成21年5月22日上告受理申立て通知書の送達を受けたこと、申立人は上記上告受理申立て通知書の送達を受けた日から法定の期間内に上告受理申立ての理由書を提出すべきであるにもかかわらず、同期間内に上告受理申立ての理由書を提出していないことが明らかである。

よって、民事訴訟法318条5項、316条1項2号に従い本件上告受理申立てを却下し、上告受理申立ての費用の負担につき同法67条1項本文、61条を適用して、主文のとおり決定する。

平成21年7月16日

名古屋高等裁判所民事第2部

裁判長裁判官 西島 幸夫

裁判官 福井 美枝

裁判官 野々垣 隆樹